**共催研修会の費用負担基準**

本規則は、東北税理士会県支部連合会（以下「県連」という。）と東北税協共済会（以下「共済会」という。）が共同主催（以下「共催」という。）する研修会の費用について、共済会が負担する基準等について定める。

**１　対象となる研修会**（以下「対象研修会」という。）

対象研修会とは、各県連が企画する、共済会会員の資質の向上を図ることを目的とする、様式１により事前に共済会の承認を得た、共催研修会をいう。

**２　対象回数と負担金の上限**

対象回数は、県連ごとに、共済会の一事業年度中において３回、９０万円を限度とする。研修会の収支が赤字の場合に限り、その赤字額と上記限度額のいずれか少ない金額を請求できる。

**３　負担金の請求手続**

　　各県連は、対象研修会終了後、速やかに次の書類を共済会に提出する。

・様式２及び様式３

・領収書等（講師謝金・旅費・会場費など）

**４　相互協力**

各県連は、対象研修会の開催にあたり、共済会の業務推進（資料配付など）

に積極的に協力する。

**５　その他**

　　不明な点については、各県連と共済会で協議のうえ決定する。